ロ　通所給付費等単位数表第１の１のニを算定すべき基準　該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第１の１の注２に規定する基準のいずれかに適合すること。

次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たしていること。

(1)　次の㈠から㈤までに掲げる基準を満たしていること。

㈠　指定通所基準第五条第一項第一号の基準と同等な人員を確保していること。

㈡　指定通所基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）を一以上配置していること。

㈢　指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

㈣　基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、十人以上とすること。

㈤　基準該当児童発達支援（通所給付費等単位数表第１の１の注２に規定する基準該当児童発達支援をいう。）の提供に当たって、指定通所基準第十二条から第二十二条まで、第二十三条（第一項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2)　次の㈠及び㈡に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが、困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

㈠　当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

㈡　障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3)　次の㈠から㈢までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供すること。

㈠　当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

㈡　当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

㈢　障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

ハ　通所給付費等単位数表第１の１のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。

三　通所給付費等単位数表第１の１の児童発達支援給付費の注６及び第１の２の注の厚生労働大臣が定める施設基準

前号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所（同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当児童発達支援事業所を除く。）であること。

四　通所給付費等単位数表第１の９の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）である場合にあっては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

五　通所給付費等単位数表第１の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ　八時間以上の営業時間の前後の時間において、児童発達支援を行うこと。

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

六　通所給付費等単位数表第２の８の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ　言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

七　通所給付費等単位数表第２の９の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ　八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

八　通所給付費等単位数表第３の１の放課後等デイサービス給付費の注１の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　通所給付費等単位数表第３の１のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（通所給付費等単位数表第３の１の注１に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　次の㈠から㈤までに掲げる基準と同等な人員を確保していること。

㈠　指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

㈡　児童発達支援管理責任者を一以上配置していること。